

平成19年3月23日付け付議第1号事件
平成19年5月16日付け付議第2号事件
平成19年7月11日付け付議第3号事件
平成19年9月12日付け付議第4号事件
平成19年11月14日付け付議第22号事件
平成19年12月12日付け付議第23号事件
平成20年3月12日付け付議3号事件

準備書面(6)

2008(平成20)年9月5日

(次回期日9月17日)

電波監理審議会主任審理官 殿

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

同 只 野 靖

同 村 上 一 也

1 「周囲雑音」の定義及び異議申立人らの受忍限度について

主任審理官から、「周囲雑音」の定義及び異議申立人らの受忍限度について釈明を求められたので、以下のとおり回答する。

(1) 周囲雑音の定義については、平成 19 年 7 月 2 日に開催された総務省情報通信審議会 ITU-R 部会電波伝搬委員会に提出された SG3 関連会合報告書（資料電－15－2、甲104）7 頁には、以下の記載がある。

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/doc_propagation/pdf/070702_1_2.pdf)

「P372-8 に関して：Radio noise の定義を勧告 V.573 の定義に基づくこととし、勧告 P.372 は radio noise のデータを提供するものとする」と定義した。」

(2) そして、勧告 V.573 の 16-17 ページ (F11a-c) には、以下のとおり記載されている (甲105)。

「radio (frequency) noise

A time-varying electromagnetic phenomenon having components in the radio-frequency range, apparently not conveying information and which may be superimposed on, or combined with, a wanted signal.」

(訳)

「電波雑音

必要信号(wanted signal)に重畳された、もしくは、結合している、明確に情報を伝達していない RF 領域（高周波領域）の時間変動成分を伴う電磁現象」

(3) 異議申立人が用いている「周囲雑音」も、上記「電波雑音」と同じである。

そして、本件PLCによる漏えい電界強度の受忍限度は、上記定義に基づく周囲雑音を超えないことである。

2 国側提出にかかる実験結果について

国側は、これまでに、乙 95、96、98～103、108～111 の実験結果を提出しているが、そのグラフでは複数の曲線が重なっていて、判別が困難な箇所が多くある。

国は、その実験結果をプリントした膨大なデータを提出しているが、かかるデータをプリントしたものの提出を受けても、異議申立人らは検証しようがない。そこで、異議申立人らは、国に対して、実験結果

の電子データの提出を要求しているが、これは、電子データの提供があれば、異議申立人においてグラフを作成し直して、判断することが可能となるからである。

仮に、国側がデータを提出できないということであれば、少なくとも原告提出にかかる実験結果と同等の精度を有するプリントにして、提出されたい。

3 国側の求釈明について

国は、異議申立人らが提出した実験結果について、様々な釈明をされているが、異議申立人らは必要な限度で回答済である。

仮に、国がさらに釈明を求める点があるのであれば、あらためて、実験結果ごとに整理し、個別に釈明をされるように求める。

以上